年 月 日 税務署長 市町村長 殿

して支給される一時金の支払を受ける場合には、14 年内) の退職手

当等についての勤続期間

退職所得の受給に関する申告書

		町村長 殿		T/		艮	職 戸	斤	得	申	告	書						
退職手	所 在 地	東京都千代		二番町2番地				あ		住 所	₹							
退職手当の支払者の	名 称 (氏名)	全国市町	村職員	員共済組合連合会			めなたの	個人	名 、番号			-			<u> </u>			
首の	法 人 番 号	※提出を受けた。 4 0 1 0		支払者が	1		ν. 7 3		1 -	平1月1 Eの住所								
		こは、全ての人だ る必要がありま		してくた	ごさい。	。(あな	たが、「	前に追	退職手	当等の	支払を	:受け	たこと	がない	・場合には	は、下の	りB以下の	の各欄
$\Big _{ m A}$		等の支払を受け 1日	ること		年	月	日)申告書 退職手 期間				自至	年年	月月	日日	年
	② 退職の区分		生活の有・無				***************************************	と員等勤 うち	助続期	間	有無	自至	年年	月月	日日	年		
	返職の区方	障害	J	扶助		H ·	***			りら 重複勤績	続期間	1	有無	自 至	年年	月月	日日	4
	あなたが	本年中に他に	も退職手	当等の	支払る	を受け	たこと	があ	る場合	には、	この	B欄	に記載	見してく	ください	١,		_
В	コロボーイ リング	支払を受けた についての勤		自 年 月 日				5		の通り	算勤 紛	売期間	1	自 至	年 年	月 月	日日	年
B	間	1,02,00	至 年 月 日				うち 特定後	2員等勤	助続期	間	有無	 <u>自</u> 至	年 年	月 月	日日	4		
	うち特定行	投員等勤続期 間	有自無	自 年 至 年						うち 重複勤績	売期間	ij	有 無	自 至	年 年	月 月	日 日	年
		前年以前4年 支払を受けた。										れる-	-時金の	D支払を	:受ける場	- 計合には	、14 年内) に退
$\Big _{\mathrm{C}}$	6 前年以前	4 年内 (その年	ドに確定	_				7	③又	は⑤の)勤続期	勤続			自	年	月	日	年
ľ		こ基づく老齢紹	北京	自	年	月	日	.~	ハ シッ/ . マ #88	ィングハソレンジ	711E1 C	主攻			L	-		

							支払を受けた退職手当等について このD欄に記載してください。	ての勤続	期間の	全部又	は一部が	通算
	8 Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算され	· ப்	年	灰河间 月	日 子にう	年		自	年	月	日	年
	た前の退職手当等について の勤続期間		年	月	日		からなる部分の期間	至	年	月	日	
D	うち 特定役員等勤続期間 1		年 年	月 月	日日	年	回 うち 有特定役員等勤続期間 無	自 至	年 年	月 月	日日	年
	9 Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され	ι □	年	月	日	年(D ⑦と⑩の通算期間	自	年	月	日	年
	た前の退職手当等について の勤続期間	至	年	月	日			至	年	月	日	
	うち 特定役員等勤続期間 ¶		年 年	月 月	日日	年	∅ うち	自 至	年 年	月 月	目目	年

年

月

日

いる期間

① うち特定役員等勤続

期間との重複勤続期間

至

自

至

有

年

年

年

月

月

月

日

日

日

年

		ВЪ	くはCの退職手当	等があ	る場合に	は、	このE欄にも記	載してくださ	٤٧٧.			
	区分	-	退職手当等の支 払を受けること となった年月日	⁴ X	入 金 (円)	額	源 泉 徴収税額 (円)	特別徴 市町村民税(円)	収税額 道府県民税 (円)	支払を 受け 年月日	退職 の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
E		般								• •	一般 障害	
	I I	定 員								• •	一般 障害	
	C)								• •	一般 障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所 得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税につい ては、延滞金を徴収されることがあります。
 - 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に 添付してください。
 - 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに 特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申告書の書き方

- 1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を 受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。

この場合、勤続期間は、原則としてその支払者のもとで引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。

- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者のもとでの勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間 (一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。)
- (3) 他に勤務していた期間(その支払者のもとで勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間

また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等 ^(※) に係る勤続期間 (以下「特定役員等勤続期間」といいます。) の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

さらに、内書として、この特定役員等勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいます。)の重複の有無、有の場合は、その重複期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
 - 2 役員等とは次に掲げる人をいいます。
 - イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
 - ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ハ 国家公務員及び地方公務員
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、 内書は、上記3(3)「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。また、内書は、上記3(3)「③」欄の内書に倣い記載します。
- 6 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年 内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した 数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	美
800 万円以下の場合	その収入金額÷40 万円
800 万円を超える場合	(その収入金額-800 万円)÷70 万円+20

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「④」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の(1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその 年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「⑩」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有 の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また「⊘」欄には、「②」欄と「⑰」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。